

制度概要

佐世保市中小企業緊急経営対策資金保証（略称：佐世保緊急）		
目 的	佐世保市内の中小企業者で、経営の安定に支障をきたしているものに対し、その企業の金融の円滑化を図ることにより、これらの企業の健全な振興発展及び活性化に資することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	佐世保市内に事業所を有し、同一事業を1年以上継続して営み、市税を完納している中小企業者であって、市長の認定を受けた者。※(1)①および(4)①については、市長の認定を受ける必要はない。 (1)連鎖倒産防止資金 ①中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づく認定を受けた特定中小企業者 ②倒産企業に売掛債権(手形債権を含む。)を有する中小企業者 ※倒産企業とは、破産、民事再生等の法的整理手続開始の申立を行った企業および銀行取引停止処分を受けた企業をいう。 ③その他、市長が必要と認めた中小企業者 (2)円高対策資金 為替相場の急激な変動により、大きな影響(契約時より10%以上)を受ける輸出関連中小企業者 (3)災害等対策資金 火災、災害(落石等)等による被害を被った中小企業者 …平成28年5月20日、平成28年熊本地震による被害を受け以下の要件を満たす中小企業者が、災害対策資金の対象に認定。なお、セーフティネット保証4号の要件を満たす者は、本資金の認定書とともにセーフティネット保証4号の認定書も交付される。この場合、以下の要件の「10%以上」の部分が「20%以上」で認定書が交付される。 「平成28年熊本地震に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比に比して10%以上減少することが見込まれるもの。」 (4)下請企業等経営安定資金 ①下請中小企業振興法第11条に規定された長崎県産業振興財団に登録されている下請事業者 ②下請中小企業振興法第2条及び下請代金支払遅延等防止法第2条の規定に基づく中小企業者であり、且つ下請事業者 ③建設業法第3条の許可を受けている建設業者であり、親事業者と下請契約を締結している事業者 (5)不況対策資金 ①中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく認定を受けた特定中小企業者 ②前項①に係る認定基準に準じて、佐世保市が定める不況対象中小企業者 (6)危機対策資金 突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により経営の安定に支障をきたしている中小企業者で市長の認定を受けた者	
対 象 資 金	事業資金(運転資金、設備資金) ただし、連鎖倒産防止資金は運転資金に限る。	
保証条件	貸付限度額	3,000万円以内 ただし、連鎖倒産防止資金は別枠2,000万円以内 危機対策資金は別枠3,000万(佐危機関連と合算)
	保証期間	10年以内(うち据置2年以内)
	返済方法	分割返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年1.35% ただし、連鎖倒産防止資金及び災害等対策資金は年1.25%
保証料率	基準料率	①無担保保険・普通保険(一般関係)に係る保証の場合 年0.45%~1.90% ②セーフティネット保証1~4、6号の場合 年0.80% ③セーフティネット保証5、7~8号の場合 年0.75%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。ただし、セーフティネット保証を除く。 ③保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。 ただし、セーフティネット保証を除く。
	保証料補助	佐世保市が以下の補助を行う。 ①無担保保険・普通保険(一般関係)に係る保証の場合 基準料率が年0.80%以上の保証について、年0.05%~0.76% ②セーフティネット保証1~4、6号の場合 年0.32% ③セーフティネット保証5、7~8号の場合 年0.27% ただし、適用料率③による保証料率引上げ分を除く。
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象 ただし、セーフティネット保証1~4、6号を利用する場合は対象外	
取扱金融機関	十八親和銀行、福岡銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、佐賀共栄銀行、九州ひぜん信用金庫、西海みずき信用組合、商工組合中央金庫	
申 込 時 添 付 書 類	①保証の対象(1)①に該当する者は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号(セーフティネット保証1号)に基づく市長の認定書 ②保証の対象(4)①に該当する者は、長崎県産業振興財団に登録された旨の証明書 ③前項①②以外の者は、佐世保市が定める市長の認定書 …平成28年熊本地震に関する災害対策資金は「佐世保市中小企業緊急経営対策資金融資制度災害対策資金融資対象中小企業者認定書」。同資金でセーフティネット保証4号を利用する場合は、本制度の認定書、および、セーフティネット保証4号の認定書のいずれも必要。 ④セーフティネット保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項各号の規定に基づく市長の認定書 ⑤市税の納税証明書(未納がない旨のもの) ⑥その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	セーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)又は5号を利用した場合、半期に一度、業況報告書の提出が必要。ただし、セーフティネット保証5号であって、保証金額1,250万円以下、期間1年以内、平成30年4月1日以降保証申込受付した保証を除く。	
実 施 日	昭和53年7月25日 創設 令和 7年 4月 1日 最終改正	